

一、争議中百十六名の解雇者に對しては解雇手當最高額の八割に相當する二万一千円を家族の救済金として支出すること

二、復職する職工に對しては此際各人の日給十日分を支出し、その半額は給與し半額は月賦償還すること

一、今後の能率増進を認めたる時は適宜昇給せしむること

一、解雇者は普通解雇として一般より認められ、やう取計ふこと  
等が含まれて居る旨にて五月十四日嘆願書の形式により一端を發してから四十日にしてかんとする大争議は茲に漸く解決を告げたもので廿二日は公休日なるを以て廿三日より入場就業する筈。

争議解決で喜色漂ふ土生と三庄町、争議損害  
約七十万円

因島の争議は解決したが結果は職工側に報いられる所が少いので悲憤する者もあるが大多数は忠に角出勤することを喜んでゐる模様で土生及び三庄町は廿二日喜色漂ひ解決の話を持ち切つてゐる。工場では廿二日から入場するも午前中諸機械の手入れ等を進す石林業など尚現在は修繕船が一隻もないのに修繕船の入る事無休業と休業中は日給二分五厘迄支給するとの職工と協調した尚解決と同時に警官隊は劉揚げ準備に着手され其二部は劉揚げ未だ司法官憲の活動も争議団幹部數名凍結状態執行上段階を告げた。因に今回の争議で工場側の損害は六十萬圓、争議団の損害十餘万円と観測されてゐる又三庄工場側争議団支部は二十三日朝代表者が決意を報告したが解雇職工中提案が不報であると申立て在留職工との間に多少喧嘩合をした。

六月二十三日 大阪朝日新聞記事

因島俄に解決 無條件で復職す

大阪鐵工所因島三庄工場の争議は廿日争議団本部の中心人物が悉く收容されたり争議団の結束は瓦解し罷工職工は吾も吾もと無條件復職を希望